

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大

提案団体

埼玉県、埼玉県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。  
また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合がある。

この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所前に居住地があった市町村が負担する。

一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。

また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例制度により、障害者施設及び介護施設の入所前に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外とされているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。

【支障事例】

現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中してしまう。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならない、住民の負担になっている。

※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直されたものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することは是正に繋がる。

また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができるため、住民サービスの向上にも繋がる。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 3 項、第 4 項、第 51 条の 5 第 2 項、附則第 18 条第 1 項、第 2 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、小田原市、新潟市、上田市、豊橋市、豊田市、小牧市、四日市市、京都市、兵庫県、松山市、高知県、長崎市、熊本市

○平成 30 年 4 月の介護保険制度における住所地特例対象施設の見直し（「介護保険最新情報 Vol.620 H30.2.2 付け）により、サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象施設となったが、障害者総合支援法では引き続き介護施設が居住地特例対象施設に位置付けられていないため、障害福祉サービスに係る費用は介護施設が所在する市町村が負担している。また、このことにより、利用申請手続きに係る事務負担が生じる対象利用者を増加させる結果を招いている。

○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することの是正に繋がり、また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができ住民サービスの向上にも繋がることを期待できる。

○介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する利用者にとっては、手続きの手間や煩雑さが解消されるため、提案に賛同する。自治体においても利点が多い。特に、高額障害福祉サービス等給付費事業については、平成 30 年度より介護保険制度対象年齢以降における介護保険サービス費を償還するサービスが導入され、介護保険サービス利用情報を確認する必要がある。この際、制度間で実施主体が異なると申請勧奨や算定業務がより複雑となるため、統一されることが望ましい。

○施設入所の場合、入所者の家族は従前の市町村に居住していることが多いことから、介護保険施設に入所した場合等は各種手続きなどで家族の負担が大きいうえ、全ての手続きを一カ所で行うことができないなど、不便を強いられている。また、障がい福祉サービスや補装具支給など介護保険施設所在地の市町村の財政的負担も大きいことから、これら見直しにより事務の効率化と適正化を図ることができる。

## 各府省からの第 1 次回答

障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定は、原則として障害者等の居住地の市町村が行うこととされているが、障害者支援施設等がある市町村において過度の負担となることから、障害者支援施設等に入所する障害者等については、施設入所前の居住地の市町村が行うこととされている。

その上で、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際しては、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされている。介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、障害者総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ないと思われるが、介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であることから、現時点で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難である。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1 次回答では対象者が限定的ではないかとの指摘があるが、介護保険サービスは介護施設入所前の住所地の市町村で行い、障害福祉サービスは介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならないのは、申請者にとって負担となっており、また、規模の小さな市町村では、限られた予算や人員の中で、毎年度の費用負担や事務手続きが負担となっているとの声が寄せられていることから、制度の見直しについて検討いただきたい。例えば、県南部に所在する自治体のある住宅型有料老人ホームについて、令和 2 年 8 月時点の入居者数は 18 名であったが、そのうち、5 名の方が市外の居宅や施設から転入・住所変更され、かつ障害福祉サービスを利用された事例があるとのことである。

この場合、介護施設が所在する自治体において、障害福祉サービスの支給決定等の手続きや費用負担等を行う必要があるが、介護保険の要介護度は前住所地で認定を受けてから転入をしているため、円滑に介護保険サービスが利用できる一方で、障害福祉サービスは転入した日に、すぐに利用したいと申請があり、短い日程で障害支援区分認定調査を行わなければならない、負担であるとの声が上がっている。

他にも、介護保険サービスと障害福祉サービスの実施主体が異なるため、転入前の自治体の介護保険担当課やケアマネージャーとの連携が取りづらく、介護保険制度でどの程度支援されるのか、障害者の状況などにつ

いて把握するのが負担であるとの声が上がっている。

介護施設入所前の居住地の市町村が障害福祉サービスの実施主体となる利点としては、介護保険サービスと障害福祉サービスに係る事務手続きが同一市町村内で行われ、本人や家族が行う手続きの負担軽減がある。多くの追加共同提案団体からも賛同の意見をいただいていることから、全国的にも同様の支障事例が生じているものと想定している。

介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であるならば、例えば、支障が生じている自治体に対して実態調査を行うなど、実現に向けた対応をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【小田原市】

介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確との理由で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難との回答であるが、現に負担が発生していることは事実であり、このような影響を招いている現行制度に対する評価についても、ご回答いただきたい。

### 【高知県】

高知県には盲養護老人ホームと聴覚障害者養護老人ホームが各1カ所あり、同じ自治体内に設置されている。

入所している高齢障害者は、障害者総合支援法の同行援護や補装具（義眼や補聴器など）、日常生活用具（音声時計、ストマ用装具など）の給付や修理等、障害特性に対応したサービスを利用するケースが多く、施設所在自治体の負担となっている。

上記施設は視覚障害や聴覚障害に特化した高齢者施設であり、入所者は県内だけでなく県外からも入所していることから、自治体の費用負担の状況を調査した上で、居住地特例の対象として検討すべきと考える。

### 【新潟市】

障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際して、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされていることは承知しているが、障害福祉サービス固有のサービスを併給するケースや、介護保険サービスのみでは支援量が不足する場合に障害福祉サービスを上乘せして支給決定する必要があるケースが一定数存在する。これらの事例は特に、住宅型有料老人ホーム利用者に見られ、本市においては周辺市町村に比べ社会資源が充実していることから、周辺市町村から本市の介護施設に入所してくる者がいる状況である。さらに、児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所する母子が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する場合にも同様の状況が発生している。本県にある同施設5施設の内、2施設が本市に設置されており、周辺市町村から本市の施設に入所する場合、入所の決定は入所前の居住地の市町村が行うが、障害福祉サービス等の支給決定は本市が行っている状況である。したがって、国民健康保険における住所地特例と同様に、障害福祉サービス等における居住地特例についても、他制度を含めた整理を行うべきであると考えている。

### 【横浜市】

平成30年4月に改正された高額障害福祉サービス等給付費事業の対象者が、他市から本市にある介護施設（例えばサービス付き高齢者住宅）に入所すると、介護保険制度は住所地特例により他市、高額障害福祉サービス等給付費事業は本市が所管となる。この場合、介護保険制度の給付実績及び過去の高額障害福祉サービス等給付費の過去実績が本市で取得できないため、過払いや償還が漏れる可能性が高い。仮に転居前自治体から引継ぎ、過去の高額障害福祉サービス等給付費の期間等を把握できたとしても、毎月対象者の介護保険制度の給付実績を他都市から確認することは現実的に困難である。

確かに、「介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ない」と思われるが、平成30年4月に改正された高額障害福祉サービス等給付費については、少数であったとしても上記の様な対象者を判別し個別に処理するのは、かなりの事務負担を要する。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

介護施設についても障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に含めることを求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、実態把握を行う旨の発言があったことを踏まえ、地方公共団体の実態を必要最小限度

で早急に把握し、2次ヒアリングまでに検討の方向性を示していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

1次回答でお答えしたとおり、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされている。御提案のような、介護施設に入所して障害福祉サービスを利用し、かつ、当該介護施設が、施設入所前の居住地の市町村以外にあるケースは少ないと考えられるが、一方で、介護施設の所在する市町村において実際にどの程度の負担が生じているか実情を調査しながら、今後の取扱いについて慎重に検討していく。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

##### 5【厚生労働省】

(32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(ii)居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。